

## ながおか働き方プラス応援プロジェクト実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ながおか働き方プラス応援プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト 地方創生の実現に向けて、将来にわたり地元産業界で多くの優秀な人材が活躍し、誰もがいきいきと働き・暮らせるまちづくりを進めることを目的として推進する取組みをいう。
- (2) 企業等 市内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人及び団体をいう。

(実施者)

第3条 プロジェクトの実施者は、市と、プロジェクトの趣旨に賛同し、次に掲げる取組みを実施している、又は実施する意欲があると宣言した企業等（以下「賛同企業等」という。）とする。

- (1) 労働生産性の向上と、安心して働くことのできる環境づくりの実現を目的として、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりを推進するための取組み
- (2) 地元定着、U・Iターンの促進を目的として、長岡で働くことへの憧れや誇りの醸成につながる企業見学会や職場体験等のインターンシップを充実するなど、若者が地元企業の仕事内容を知る機会を増やすための取組み
- (3) 就労環境や地元企業の魅力の周知を目的として、働き方に関する優れた取組み等を情報発信するための取組み

(代表者)

第4条 プロジェクトの代表者は、長岡市長とする。

(宣言の手続き)

第5条 賛同企業等は、次に掲げる書類を作成の上、市に提出するものとする。

- (1) 宣言書（別記第1号様式）の写し
- (2) 応募申込書（別記第2号様式）
- (3) その他関係書類

(状況変更等の届出)

第6条 賛同企業等は、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、速やかに市に届け出るものとする。

- (1) プロジェクトの実施を取りやめる場合
- (2) 取組み状況に変更があった場合
- (3) 廃業した場合

- (4) 合併その他の事由により消滅、又は解散した場合  
(賛同企業等への支援)

第7条 市は、次に掲げる措置等により賛同企業等への支援に努めるものとする。

- (1) 積極的に取り組む企業等として広報
  - (2) 推進に関連する情報の提供
  - (3) シンボルマークの提供
  - (4) 市職員及びアドバイザーによる助言
  - (5) 市が行う労働に関するイベントへ優先的な参加
  - (6) 働き方に関して関係者が協議する場の設置
- (取組みの報告)

第8条 賛同企業等は、市の求めに応じて、取組みの状況等を市に報告する。

2 市は、訪問により、取組み状況等の確認を行うことができる。

(事務)

第9条 プロジェクトの事務は、商工部産業立地課が行う。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月29日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月17日から適用する。